

## 居宅介護職員初任者研修事業【紀南】 プロポーザル実施要項

### 1. 概要

- (1) 業務名 居宅介護職員初任者研修事業【紀南】
- (2) 契約期間 契約日から令和8年3月31日まで
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 予算額 1,484千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

### 2. スケジュール

- (1) プロポーザル参加申込提出期間 令和7年4月 2日（水）～ 令和7年5月 8日（木）17時まで
- (2) 質問の受付 令和7年4月 2日（水）～ 令和7年5月 8日（木）17時まで
- (3) 質問に対する回答 令和7年4月 2日（水）～ 令和7年5月12日（月）まで
- (4) 企画案及び見積書等の提出期間 令和7年4月 2日（水）～ 令和7年5月12日（月）17時まで
- (5) 企画案及び見積書等の書面審査 令和7年5月中旬
- (6) 委託事業者と随意契約締結 プロポーザル審査会の翌日以降（土、日を除く。）

### 3. プロポーザル参加申込

- (1) 参加を希望する事業者は次のとおり参加申込を行う。

#### ①提出書類

- ・プロポーザル参加申込書

#### ②提出期限

令和7年5月8日（木）17時まで

**※プロポーザル参加申込を行わない事業者はプロポーザルに参加できない。**

#### ③提出先

〒640-8585（住所記載不要）

和歌山県障害福祉課

居宅介護職員初任者研修事業 係

電話：073-441-2533（直通）

FAX：073-432-5567

メール：e0404003@pref.wakayama.lg.jp

#### ④提出方法

郵送又は持参、メール、FAXにより提出すること。

- (2) 質問の受付

#### ①質問内容

審査内容に関する質問に関しては回答しない。

#### ②質問の提出方法

3③記載のメールアドレス宛提出すること。

送信メールの件名は、「居宅介護職員初任者研修事業に係る質問」とすること。

#### ③受付期限

令和7年5月8日（木）17時まで

- (3) 質問に対する回答

質問に対しては、原則として令和7年5月12日（月）までにメールにより回答する。

ただし、その内容が軽微なものにあっては、担当者の口頭による回答のみとすることができる。

### 4. プロポーザル

- (1) 3に定めるプロポーザル参加申込を行った事業者は、下記について期限内に提出すること。

#### ①令和7年度和歌山県居宅介護職員初任者研修 申請書 1部

#### ②見積書 1部

当該委託に係る一切の経費を具体的に記載するとともに、消費税及び地方消費税額を記載すること（一式という書き方はしないこと。）。

#### ③企画提案書（別添仕様書の業務内容参照） 1部

- ・ 日程、場所、講義室・演習室の広さが確認できる図面等、研修会のカリキュラムの案
- ・ 実施体制（スケジュールを含む。）

#### ④見積額

1,484千円（消費税及び地方消費税の額を含む。）を上限とすること。

⑤提出期限

令和7年5月12日(月)17時まで

⑥提出先

〒640-8585(住所記載不要)

和歌山県障害福祉課

居宅介護職員初任者研修事業 係

電話：073-441-2533(直通)

⑦提出方法

郵送又は持参により提出すること。

(2) プロポーザルの実施方法

事前に提出のあった企画提案書を使用して、書面による審査を実施する。

6. 審査方法

(1) 企画案の審査は、「居宅介護職員初任者研修事業に係る企画書審査基準」(以下「審査基準」という。)に記載の評価者が行う。

(2) 審査については、評価要領に基づき評価者が行う。

(3) 決定方法

審査結果をもとに第1位入選者との間で、本委託業務の実施に関して必要な協議を行う。協議が合意に至らない場合は、順次、審査結果上位者を入選者とみなして必要な協議を行い入選者を決定する。

また、入選者が1者しかない場合は、評価要領4により審査し、必要であれば協議を行い入選者を決定する。

(4) 審査結果の通知

審査後、結果を速やかに参加者全員に通知する。

(5) 業務の委託

原則として、入選者に対して業務を委託する。

(6) 審査結果の公表

審査結果については公表することがある。

7. 契約方法

入選者と県が協議し、委託業務の仕様を確定させた上で、契約を締結する。仕様書の内容は提案された内容が基本となるが、入選者と県との協議により最終的に決定する。

なお、契約条件等が合致しない場合は、契約を締結しない場合がある。

8. その他留意事項

(1) 企画案の作成及びプロポーザル参加に要する費用は、全て参加事業者の負担とする。

(2) 提出された書類は、委託先選定及び特定を行う作業に必要な場合において、複製を作成することがある。

(3) 提出期限以降の提出書類の差し替え及び再提出は認めない。

(4) 提出書類は返却しない。

(5) 委託先として選定した事業者を公表する。